

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料11-8
提出年月日	令和5年7月12日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230315-24	1	52-3) 原子炉格納容器内水素処理装置温度について、大飯は、監視装置となっており、設備が違うのか、名称も違うのか確認し、説明すること。	R5. 3. 15	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	先行プラントと設備的に大きく違う点はないことを確認しました。 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 格納容器水素イグナイタ温度監視装置 という設備名称に見直すこととします。	第494回ヒアリング 資料4-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r. 4. 2）』 p. 52-2, 3等  第494回ヒアリング 資料4-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r. 4. 2）』 p. 52-1, 2等	
230315-25	2	52-13) 可搬装置の固定について、固定する場所を明確化する記載である「設置場所にて」との記載の必要性を検討し説明すること。	R5. 3. 15	回答済	R5. 4. 14 ヒアリング	先行審査実績である女川の記載を確認したところ、【悪影響防止】としては「設置場所にて」を記載せず、【操作性の確保】としては「設置場所にて」を記載するよう使い分けていることを確認したため、泊においても【悪影響防止】には記載せず、【操作性の確保】には記載することとします。 (他条文も同様の記載状況となっています。)	反映箇所なし	
230315-26	3	52-27) 計測器の計器誤差について、補足説明資料として提出されるものか、確認し説明すること。	R5. 3. 15	回答済	R5. 6. 13 ヒアリング	R5. 5. 10に提出した補足説明資料 52-12「原子炉格納容器の水素濃度測定について」のP. 52-12-9にて可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの測定精度を記載しております。（先行PWRプラントと同様の測定精度です。）	第512回ヒアリング 資料4-22『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 52条（SA52 r. 5. 0）』 ■補足説明資料 52-12「原子炉格納容器の水素濃度測定について」 p. 52-12-9	
230414-25	4	比較表 52-31ページ) 図面について、先行PWRの実績も踏まえ、図面に過不足が無いことを確認し、参照した先行審査例の図面を比較のため掲載のうえ説明すること。	R5. 4. 14	回答済	R5. 6. 13 ヒアリング	大飯の52条まとめ資料には、PARとイグナイタの系統概要図の記載がないものの、技術的能力1.9まとめ資料には同様の図があるため、参照した先行審査例として技術的能力1.9の図を掲載しました。	第533回ヒアリング 資料4-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r. 6. 1）』 p. 52-31, 32	
230414-27	5	比較表 52-17ページ) ポンプ車の台数について、「1セット1台」等の記載に誤解が発生しないよう構文を検討し説明すること。記載方針については、まとめ資料内で整合を図り、記載の統一を図ること。	R5. 4. 14	本日回答		可搬型大型送水ポンプ車の配備台数について、注水設備の用途にて1セット1台、除熱設備の用途にて1セット1台を必要数とし、あわせて1セット2台を2セット（＝4台）を必要数として保管する記載として、下記下線部を追記しました。（他条文における可搬型大型送水ポンプ車の記載も同様。）  注水設備及び除熱設備として1セット2台使用する可搬型大型送水ポンプ車の保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を保管する。	資料11-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r. 7. 0）』 p. 52-10  資料11-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r. 7. 0）』 p. 52-18	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。